

中野区基本構想

～ 多彩^{たさい}なまちの魅力と支えあう区民の力～

中野区自治基本条例

- 未来^{ひら}を拓く 中野の自治と参加



中野区

はじめに

平成 17 年（2005 年）3 月 25 日に新しい「中野区基本構想」が制定されました。基本構想は、区民すべての共通目標であると同時に、区が区民の信託にもとづき行政を進める上でもっとも基本的な区政運営の指針となるものです。

この基本構想では、豊かな地域社会をつくりあげていくための基本理念とまちの将来像・10 年後に実現するまちの姿を明らかにしています。

また、区民の自治と参加を基本に区政を運営していくことを定めた中野区自治基本条例を、平成 17 年（2005 年）4 月 1 日に施行しました。自治基本条例は、区民一人ひとりが地域のまちづくりの主役として身近なところから自治を考え、区政へ参加し、みんなの豊かさや幸福につながる地域社会をつくっていくことを定めたものです。



基本構想と自治基本条例は、たくさんの区民のみなさんと時間をかけて検討し、つくられたものです。多くのみなさんに知っていただき、ともに力をあわせながら、よりよい中野のまちの実現をめざしていきましょう。

平成 17 年（2005 年）9 月
中野区

*この冊子は、区立中学校（3 年生）の社会科（公民）副教材としても活用する予定です。

もくじ

中野区基本構想 1 ~ 28

基本構想ってどんなものかな

基本構想の構成と概要	3
中野区基本構想全文 (用語解説を含む)	7
第1章 新たな時代に向けて	7
第2章 中野のまちの基本理念	9
第3章 中野のまちの将来像	10
第4章 10年後に実現するまちの姿	18
第5章 将来像の実現をめざして	25

中野区自治基本条例 29 ~ 38

自治基本条例って何だろう

自治基本条例の概要	31
中野区自治基本条例全文	33

基本構想、自治基本条例ができるまで 39 ~ 44

基本構想はこうしてつくられました	41
自治基本条例はこうしてつくられました	43

中野区基本構想

基本構想の構成と概要

基本構想とは・・・区のすべての仕事の基本になる指針^{ししん}のことです。地方自治法で制定することが義務づけられており、区議会の議決を経て定められます。

新しい中野区基本構想は、全5章で構成されています。

基本構想の構成	第1章 新たな時代に向けて	これまでの中野区の歴史と、新しい中野区基本構想を制定した理由を記しています。
	第2章 中野のまちの基本理念	住みよいまちをつくっていくために、みんなが共有する考え方を示しています。
	第3章 中野のまちの将来像	区民の暮らしや活動を関連の深いものごとに4つの領域にまとめ、領域ごとに将来像を描いています。
	第4章 10年後に実現するまちの姿	第3章と同様に4つの領域ごとに、向こう10年間で到達する将来の姿を描いています。
	第5章 将来像の実現をめざして	基本構想と計画体系について示しています。また、基本構想で描く将来像を実現するための行財政運営の基本原則を明らかにしています。

新たな時代に向けて(第1章) 省略

中野のまちの基本理念(第2章)

「基本理念」は大切な考え方

暮らしやすいまち、活動しやすいまちをつくっていくために、みんなが共有する大切な考え方を明らかにしています。

生かされる個性 発揮される力

私たちは、すべての人々の自由と尊厳を守り、大切にします。

私たちは、一人ひとりの個性を大切にし、みんなの幸せを考えて行動します。

私たちは、地球的視野に立って、平和な世界を築き、環境を守り再生させ、次世代の人々へ受け渡していきます。

私たちは、それぞれが持つ力を発揮して、ともに支えあいます。

私たちは、一人ひとりが、みずから決定し、行動し、参加して自治を担うことで心豊かな、いきいきとしたまちをつくります。

思い描いてみよう！
わたしたちのまちの将来

▼中野のまちの将来像(第3章)

▼10年後に実現するまちの姿(第4章)

区民の暮らしや活動を関連の深いものごとに4つの領域にまとめ、めざすべき将来像(10年後以降の姿)と10年後に実現する姿を描いています。

だれにとっても快適な、魅力あるまちをめざしていきます。

【4つの領域とその内容】

I 持続可能な活力あるまちづくり

交通の利便性が評価され、住宅のまちとして発展してきた中野区は、人々の活力が最大の資源です。30万区民の活力をいっそう発展させるため、幅広い世代が暮らし、交流する良好な住環境をつくります。産業や学習、娯楽の拠点を備えた、にぎわいと活力のあるまちをめざします。

中野のまちに住み、働き、学び、そして活動する区民それぞれが、環境に配慮した暮らしを営むことで、循環型社会を築いていきます。

道路や公園などの都市基盤を整備し、災害に強いまちをつくり、すべての人が不自由を感じない、やさしいまちをめざします。



II 自立してともに成長する人づくり

核家族化や少子化などによって、家庭や地域の養育力が低下してきた中野のまちを変え、子どもたちが健やかに成長していけるよう、ともに子育てを支え、子どもを見守る体制の整った、豊かな地域社会を築きます。

子どもから大人まで、あらゆる人々が能力をのびし、生きながら、いきいきと生活していけるまちをめざします。中野らしい文化・芸術が息づき、心のゆとりをもたらすことのできる地域社会を実現します。





III 支えあい安心して暮らせるまち

高齢化が進む中であっても、一人ひとりが健康や生活を守り豊かな生活を営む努力をするとともに、互いの支えあいの活動をさらに発展させていくことで、支援が必要な人が地域で見守られながら安心して暮らせるまちをめざします。

区は、必要な支援を的確に提供するよう、さまざまな相手が提供する保健福祉・医療などのサービスが質、量ともに整うための取り組みを進めると同時に、人々の権利を守りながら、区民の暮らしを支えていきます。



IV 区民が発想し、区民が選択する新しい自治

これまで中野区内でさまざまに展開されてきた自治の取り組みを生かしながら、地域の課題は区民みずからが話し合い、みずからの行動によって解決します。区民は、区政の主役として、区政運営に積極的に発言し、参加します。

国際理解を深めて、平和の実現に向けた努力を続けていきます。

地域の力で、安全で安心な暮らしを実現します。

区は、区民にとっての価値を常に見きわめながら、区の仕事を改善し効率化を進め、説明責任を十分に果たすことのできる、質の高い、自立した自治体をめざします。



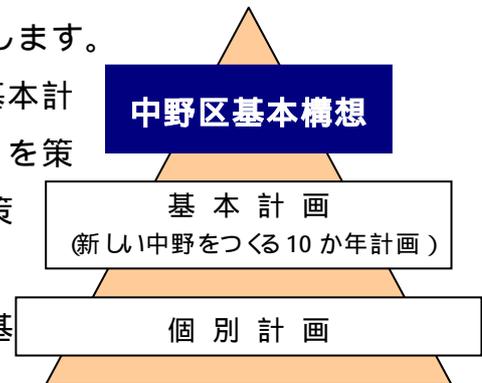
将来像の実現をめざして(第5章)

基本構想と計画体系

基本構想は、区の計画体系の最上位に位置します。

基本構想で描く将来像を実現するために、基本計画となる「新しい中野をつくる10か年計画」を策定します(平成17年(2005年)9月現在、策定中)。

区のあらゆる個別計画や事業の実施は、基本構想と「新しい中野をつくる10か年計画」にもとづいて行われ、これをさらに具体化していくものになります。



【例示】中野区保健福祉総合推進計画、中野区都市計画マスタープラン、中野区地域防災計画 など

行財政運営の基本原則

区は、次の原則を基本にして、基本構想が示す理念を推進し、将来像の実現に向けた取り組みを進めていきます。

- 持続可能な行財政を確立する
- 公共サービスを多様な担い手に開放し、公助を確保する
- 参加と地域自治を進める
- 開かれた公正な行政を確立する
- 目標と成果による行政を運営し、行政組織を整備する

第 1 章 新たな時代に向けて

中野区は、昭和 7 年 (1932 年)、中野・野方両町の合併により誕生し、以後 70 余年をかけて自治の営みを重ね、人々のきずなを強めてきました。

東京の発展とともに、その利便性や地理的環境を生かしながら、住宅地として発展してきました。区民は、戦争やその後の復興、これに続く高度経済成長といった大きな流れにもまれながら、暮らしを続けてきました。田畑の点在する風景から、ビルが建ち、家屋が密集する光景へと大きく変わっていく中で、人々は多様な営みを積み重ね、中野のまちを築いてきました。

長い歴史と人々のつながりによって、今、多くの人々が中野のまちに強い愛着を抱くようになっていました。私たちは、このまちに誇りを持ち、さらに発展させながら、次の世代に自信を持って引き継いでいこうとしています。

昭和 56 年 (1981 年) 1 月に「ともにつくる人間のまち中野」を基本理念に、中野区として初めての基本構想を制定しました。その後、20 年を超える時とともに、バブル経済の崩壊やこれに続く経済の低迷、地球環境問題や少子高齢化、国際化の進展、地方分権の流れなど、大きな社会環境の変化や新たな課題が数多く生まれており、当初基本構想が想定した社会状況と現状とに大きな隔^{へだ}たりが生じています。また、戦後の発展を支えてきた社会の諸制度は、行き詰まりをみせ、国や地方の財政は危機的な状況にあります。抜本的な解決のための改革は緒^{ちよ}に就いたばかりであり、従来の社会のしくみや人々の生活はさらに大きく変わろうとしています。

社会の構造改革の流れは、中野区にあっても、区民の暮らしや行政の姿に大きな影響を及ぼすこととなります。その流れを、心豊かな区民生活を築く未来へと方向づけることにより、このまちは今後も自治体として持続していくことが可能になります。長い歴史と先人の営みがつくり上げてきた、30 万の人々が暮らす都市・中野区を、区民の意思と力によって、21 世紀にふさわしい自治体へと発展させていくことが求められています。

用語解説

持続可能な地域社会

「持続可能な」という表現は、環境問題を考える中で使われることが多いですが、基本構想の中では、区民が安心して生きがいのある暮らしを続けていける地域社会を示しています。

時代が大きく変わる中でも、安心して生きがいのある生活を実現し、未来へと着実に引き継いでいくことのできる持続可能な地域社会を築くために、新たな基本構想を制定しました。基本構想では、真に豊かな地域社会をつくり上げていくための基本理念や、まちの理想像を将来像として掲げた上で、10年後に実現すべき姿を明らかにしています。

この基本構想は、これからの10年、日本全体が大きな変革へと進む中で、中野区に住む人だけでなく、中野のまちで働き、学び、活動する人々が力をあわせて互いの暮らしやまちの豊かさを高めていくための区民の共通目標となります。同時に、基本構想は、区が区民の信託にもとづき行政を進める上で、もっとも基本的な区政運営の指針です。

区は、基本構想の将来像を実現するため、「新しい中野をつくる10か年計画」を策定します。10か年計画では、将来像がどれだけ実現されてきているかを測るための具体的な「指標」を設定し、「指標」ごとの目標値を定めるとともに、将来像の実現に向けて区が取り組む施策について明らかにします。基本構想とこの10か年計画は、豊かな地域社会づくりを進める道筋を示すとともに、中野区が、区民や地域の視点に立った、自立性の高い21世紀にふさわしい自治体となることをめざすものです。豊かな地域社会は、みずからのことは主体的に決定し、責任を持って取り組むことと、自立と相互の支えあい、そして公の支援のそれぞれによって成り立つ「自助・共助・公助」にもとづいてつくります。

10年後の中野区を、将来像で描くような、「多彩なまちの魅力」に満ち、「支えあう区民の力」であふれるまち、「わがまち」として誇れる自治体にしていくため、すべての区民が力をあわせて行動します。

用語解説

指標

基本構想で示された将来像がどれだけ実現されてきているかを評価するための具体的な「ものさし」のことです。「新しい中野をつくる10か年計画」では、いくつかの指標を設定して、それぞれに5年後と10年後の目標値を明示します。

自助 共助 公助 (じじょ きょうじょ こうじょ)

一人ひとりがみずからの力で努力する(自助)とともに、地域社会の中での助けあいを進め(共助)、さらに公共が必要な支援を確保していくこと(公助)をいいます。区民一人ひとりの自立を進めるとともに、区民の力を生かして、ともに支えあう取り組みを機能させていくことは、豊かな地域社会を形成する前提となります。

第2章 中野のまちの基本理念

中野のまちに住み、働き、学び、そして活動する区民は、真に豊かな地域社会をつくり上げていくための普遍的な理念を共有します。

～生かされる個性 発揮される力～

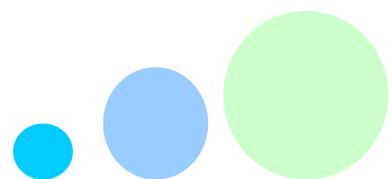
私たちは、すべての人々の自由と尊厳^{そんげん}を守り、大切にします。

私たちは、一人ひとりの個性を大切にし、みんなの幸せを考えて行動します。

私たちは、地球的視野に立って、平和な世界を築き、環境を守り再生させ、次世代の人々へ受け渡していきます。

私たちは、それぞれが持つ力を発揮して、ともに支えあいます。

私たちは、一人ひとりが、みずから決定し、行動し、参加して自治を担うことで、心豊かな、いきいきとしたまちをつくります。



第3章 中野のまちの将来像 - 多彩なまちの魅力と支えあう区民の力

将来の都市像を、「多彩^{たさい}なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちとして描きます。

中野区は、これまで築いてきた歴史と個性を受け継ぎながら、まちに住む人の生活の質を高めていきます。同時に、多くの人々がこのまちを訪れ、幅広い活動を展開する、だれにとっても快適な、魅力あふれるまちをめざします。

そこでは、人々がいきいきと暮らし、ともに協力し、支えあいながら生活を営んでいます。その中から、地域に根ざした支えあいの精神が育ち、独創的、先進的な文化や芸術がはぐくまれ、社会を豊かにし、次代を切り拓くような財やサービスが次々と生まれ、まちの魅力がさまざまな形で内外に向けて発信されている・・・、そんなまちの実現をめざしていきます。

4つの領域とその方向

持続可能な活力あるまちづくり

交通の利便性が評価され、住宅のまちとして発展してきた中野区は、人々の活力が最大の資源です。30万区民の活力をいっそう発展させるため、幅広い世代が暮らし、交流する良好な住環境をつくります。産業や学習、娯楽^{びらく}の拠点を備えた、にぎわいと活力のあるまちをめざします。

中野のまちに住み、働き、学び、そして活動する区民それぞれが、環境に配慮した暮らしを営むことで、循環型社会を築いていきます。

道路や公園などの都市基盤を整備し、災害に強いまちをつくります。すべての人が不自由を感じない、やさしいまちをめざします。



用語解説

循環型社会

廃棄物(はいきぶつ)の発生を抑えるとともに、廃棄物のうち有用なものを再利用し、それでも発生する廃棄物を適正に処理していくことによって、天然資源の消費を抑え、環境への負担をできるだけ減らすことができるような社会のことをいいます。

自立してともに成長する人づくり

核家族化や少子化などによって、家庭や地域の養育力が低下してきた中野のまちを変え、子どもたちが健やかに成長していけるよう、ともに子育てを支え、子どもを見守る体制の整った、豊かな地域社会を築きます。

子どもから大人まで、あらゆる人々が能力をのばし、生かしながら、いきいきと生活していけるまちをめざします。中野らしい文化・芸術が息づき、心のゆとりをもたらすことのできる地域社会を実現します。



支えあい安心して暮らせるまち

高齢化が進む中にもあっても、一人ひとりが健康や生活を守り豊かな生活を営む努力をするとともに、互いの支えあいの活動をさらに発展させていくことで、支援の必要な人が地域で見守られながら安心して暮らせるまちをめざします。



区は、必要な支援を的確に提供できるよう、さまざまな担い手が提供する保健福祉・医療などのサービスが質、量ともに整うための取り組みを進めると同時に、人々の権利を守り

ながら、区民の暮らしを支えています。



区民が発想し、区民が選択する新しい自治

これまで中野区内でさまざまに展開されてきた自治の取り組みを生かしながら、地域の課題は区民みずからが話し合い、みずからの行動によって解決します。区民は、区政の主役として、区政運営に積極的に発言し、参加します。

国際理解を深めて、平和の実現に向けた努力を続けていきます。

地域の力で、安全で安心な暮らしを実現します。

区は、区民にとっての価値を常に見きわめながら、区の仕事改善し効率化を進め、説明責任を十分に果たすことのできる、質の高い、自立した自治体をめざします。



4つの領域でみた将来像

持続可能な活力あるまちづくりの将来像

1 産学遊住の機能が調和し、人々の活力のもとでいきいきと暮らせるまち

特色ある企業の集積や個性ある教育・研究機関と、さまざまな人材を生かした、新しい都市型の産業が発展しています。

心踊る楽しさと豊かな出会い、交流にあふれた活気とにぎわいのあるまちになっています。

区内の交通環境が整い、まちの中で人々の行き来が活発になっています。

多様な雇用機会が増え、しよくじゅうきんせつ職住近接の生活様式が広がり、ゆとりある生活が実現しています。

さまざまな種類の良質な住宅が確保され、多様な世代が住み、心豊かな地域コミュニティが形づくられています。

2 一人ひとりが環境に配慮し、暮らしの文化をともに育てるまち

区民一人ひとりが環境を大切にする意識を持ち、地球環境への負荷を減らした生活を実現しています。

資源の有効利用が進み、循環型社会が形成され、「ごみゼロ都市・なかの」が実現しています。

都市の暮らしの中で人々がみどりを育て、うるおいとやすらぎが感じられるまちとなっています。

用語解説

産学遊住

産は産業、学は学び、遊は遊び、住は住まいを表します。

職住近接(しよくじゅうきんせつ)

仕事場と住まいが近いことをいいます。これが実現すると、個人の自由な時間が増えるといわれています。

地域コミュニティ

近隣のつながりや生活圏の中に、さまざまに存在する人々のつながりをいいます。その機能や結びつきを強めていくことは、人々がともに助けあい、支えあう地域社会を実現することにつながります。

ごみゼロ都市 なかの

中野区から発生するごみのうち、埋め立て処分が必要なものをゼロにすることをめざす考え方です。中野区では、ごみの発生抑制と資源化推進のため、「ごみゼロ都市」を目標にして施策を進めています。

3 安全で快適な都市基盤が整備されたまち

道路や公園などの都市基盤が整備され、景観に配慮した災害に強いまちになっています。

環境と調和し、共生する都市が形成され、みどり豊かで快適なまちとなっています。

まちの中では、段差や障害物などが減り、あらゆる人々が不自由を感じないやさしいまちづくりが進んでいます。

自立してともに成長する人づくりの将来像

1 家庭を基本に、地域全体で子どもをはぐくむまち

家庭は、愛情と責任を持って子どもをはぐくんでいます。

子育て家庭を地域社会のつながりの中で支える体制が整っています。

子育て支援などのサービスが整い、子育て世代が不安を抱かずに暮らすことができるようになっていきます。

2 子どもから大人まで持てる力を生かしながら、地域の中でのびやかに暮らせるまち

子どもも大人も、地域社会の中で一人ひとりが自由に意見を述べ、互いに意見を尊重しあい、社会への貢献が実感できるようになっています。

すべての人に個人の可能性をのばす機会が保障され、一人ひとりの権利が守られ、あらゆる差別を許さない地域社会が形成されています。

子どもは、豊かな情操をはぐくみ、知力・体力を高めながら、自分の将来に希望や目標を持ち、いきいきと学んでいます。

生涯を通して、自己を高める教育の機会が保障され、選択して学習・スポーツができる環境が整っています。

だれもが中野らしい文化・芸術に親しみながら、生活の質を向上させ、ゆとりある生活を送っています。

用語解説

中野らしい文化 芸術

長い歴史をもつ中野のまちでは、伝統的な芸能や工芸、美術などが発達し、引き継がれてきました。基本構想では、こうした伝統的な技を大切にはぐくんでいくとともに、若者による音楽や演劇など、新しい時代を創る芸術の芽を育てていくことで、中野独自の文化・芸術が活発に展開されていくまちをめざしていきます。

「支えあい安心して暮らせるまち」の将来像

1 だれもがみずからの健康や暮らしを守り、自分らしく生きているまち

区民一人ひとりが健康の大切さを自覚し、健康づくりに努めています。

高齢者や障害者が、就労や地域活動などを通じて積極的に社会参加し、いきいきと暮らしています。

高齢者、障害者をはじめとして、区民一人ひとりが、自立に向けた努力を行うとともに、さまざまなサービスの中から自分にあったものをみずからの意思により選択して、日常生活を豊かに過ごしています。

2 地域で支えあい安心して暮らせるまち

個人や家庭だけでは解決が困難な課題については、地域のみんなで解決し、みんなを支える地域社会が形成されています。

近隣のつながりや趣味による交流など、多様なコミュニティが存在し、人と人のかかわりによって、区民の生活には安心と心の豊かさがもたらされています。

各地域には、さまざまな形でボランティアの力をはぐくみ、生かす環境があります。

3 だれもがいきいきと安心して過ごせるまち

区は、区民の権利を保障し、必要なサービスや支援が受けられるよう、区民の暮らしを支えています。

保健福祉・医療など、制度として整備されるべきサービスが質、量ともに確保され、すべての区民の健康と暮らしの質が高まっています。

区は、さまざまな担い手が提供するサービスの質の確保や調整・支援の役割を果たしています。

区民が発想し、区民が選択する新しい自治」の将来像

1 地域を基盤に、区民みずからまちづくりに取り組むまち

みずから決定し、行動し、参加して自治を担うことを原則に、区民が主体となつてまちのことを考え、地域の問題の解決に取り組んでいます。

区民は、必要な情報を入手することができ、区政に対し意見や提案を行ったりするなど、区政運営に参加しています。

区は、区民への説明責任を果たすために、コミュニケーションを構築しています。

事業者や民間団体が、さまざまな形で、公共サービスの担い手として区民生活にかかわっています。これらの団体と区は、お互いに知恵や力を出しあい、地域の活力を生み出す対等・協力の関係を築いています。

地域の協力体制や区、関係行政機関との連携などにより、まちの安全が確保されて、災害や犯罪、事故の危険に脅かされない、安心した生活が営まれています。

一人ひとりが平和の大切さを自覚し、平和を願う世界の人々と心を通わせ、地域での暮らしを営んでいます。

2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち

区政運営は、区民の自治と参加をもとに進められています。

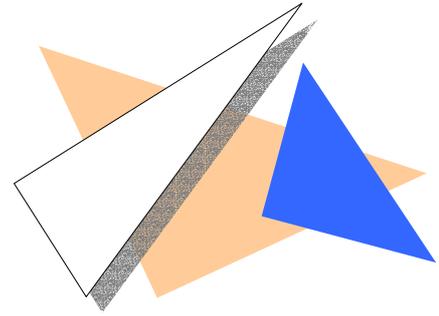
区は、常に区民の声を聞き、区民にとっての価値を見きわめながら、新たな政策をつくり出しています。

公共サービスの多くが、多様で豊かな民間活動によって提供され、区はそれらのサービスが質、量ともに適正に供給されるための体制を築いています。

区は、最少の経費で最大の価値あるサービスを提供するよう、効率的に区政を運営しています。

区は、情報通信基盤を整備し、区民と区との双方向の情報交換を実現しています。

公共施設は、多機能化や使いやすさを高めることで質の高いサービスを提供し、地域コミュニティの形成に寄与しています。



用語解説

区民への説明責任

区や都・国などは、その施策や業務に関して、内容が区民のニーズに適切に応え、効率的に行われているかどうかについて、常に説明する責任があります。このことを「説明責任」といいます。

小さな区役所

中野区では、民間の力と地域の資源を生かし、効率的な財政運営や職員の削減を進めて、行政機関としての規模を小さくしながら、公共サービスの質を高めて区民の満足の向上をめざしています。このような考え方をいいます。

公共施設の多機能化

公共施設をひとつの目的で利用するのではなく、さまざまな機能を備えた複合施設として利用できるようにすることをいいます。多機能化の手法としては、空間を目的別に分けて2つ以上の目的をもった施設にすることや、時間や曜日によって同じ空間を多目的に使い分けていくこと（複合利用）などがあります。

第4章 10年後に実現するまちの姿

「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちをめざして、向こう10年間で到達する将来の姿を、4つの領域ごとに描きます。

持続可能な活力あるまちづくりの10年後

1 産業と人々の活力がみなぎるまち

中野駅周辺は、にぎわいの中心として、業務・商業施設、住宅、教育機関などさまざまな施設が複合的に誘導され、広域避難場所としての機能とみどり豊かな空間を備えたまちとなっています。サンプラザや区役所、中野駅北口広場一帯の再整備が動き始めています。

地域の中心となる拠点では、その地区ごとの環境にあったまちづくりが、地域の人々とともに検討され、着実に進められています。

踏み切り問題の早期解決に向けて、西武新宿線の立体化と沿線のまちづくりが計画化されています。

便利で快適に移動できる交通環境が整備されており、人々が区内を移動しやすくなっています。

区内各所では、さまざまな施策の組み合わせによって、土地の適切な活用が進んでいます。

情報関連ビジネス、人材サービスなど、多様な都市生活のニーズに対応した産業が発展しており、区外から起業をめざす人が多く集まるなど、地域全体の経済力が高まっています。

商店街は、人とのつながりの中で楽しく買物ができる地域コミュニティの核として、消費者が新しい発見やおもしろさなどを体感できる場へと発展しています。

さまざまな世代が集まり、活発に活動して、暮らしや文化をにぎわいのあるものにしていきます。

三世代向け、高齢者・障害者向けなど、多様で良質な住宅が、区内各所に増えています。

用語集

広域避難場所

中野区民の「広域避難場所」は、大地震の際の火災の拡大などで、地域にいたることが危険になってきたときの避難先として、東京都が条例に基づいて指定しています。一定の広さやみどりなどによって、火災により放射される熱をさえぎることができるなどの条件を満たすことが必要であるとともに、防災効果をあげるため、周辺の建物を燃えにくい構造にしていこうこと（不燃化）も求められます。地域の広域避難場所は「中野区のしおり」（区民生活便利帳）や区ホームページで確認できます。

2 環境に配慮する区民生活が根づくまち

区民の日常生活の中で、温室効果ガスの排出量削減をめざしたエネルギー消費の抑制や、環境保全のための消費行動など、地球環境に配慮した取り組みが進んでいます。

太陽光発電など、自然エネルギーの利用が進んでいます。

区民や事業者、区が連携し、ごみの発生抑制の具体的な取り組みが広がっています。

区民や事業者、区がそれぞれの役割を果たすことによって、資源の再利用の取り組みが進んでいます。

庭木の育成やベランダ・屋上緑化など、身近なところでみどりを増やす取り組みが進んでおり、まちのみどりが、人々の心にやすらぎを与えています。

3 安全で快適な都市基盤を着実に築くまち

地区の特徴を生かしつつ、道路整備や建物の共同化、不燃化などが着実に進められています。

区内各所で建築物の耐震性の向上や防災体制の整備、^{びちくぶっし}備蓄物資の確保などが進み、まちの防災機能が高まっています。

^{きょう}狭あい道路が減少し、道路の安全性と快適性が高まっているとともに、消防活動の困難な区域が少なくなっています。

みどりの拠点となる公園の計画的な整備や、今ある緑地の保全など、自然と調和し環境への負荷を低減する都市基盤の整備が進んでいます。

区内各所では、だれもが気持ちよく利用できる駅や道路、建物などの都市環境づくりが進んでいます。

用語解説

温室効果ガス

地球の熱を宇宙に逃がす働きをする赤外線の一部を吸収するガスのことです。二酸化炭素などがあります。

自然エネルギー

風力、太陽光、水力など、再生可能な資源を利用して発電したエネルギーのことです。現在の主流である原子力や化石燃料による発電方法と比べると、環境負荷が少なく、資源の消耗が少ないエネルギーとして注目されています。

建物の共同化

複数の地権者（土地所有者や借地権者、建物の所有者など）が共同して複数の敷地を統合し、1つの建物に建て替えることをいいます。狭い敷地や十分な広さの道路に面していない敷地を解消し、土地を有効に利用しながら空地部分を確保するためにも、有効な手法です。

狭あい道路（きょうあいどうろ）

建築基準法第42条第2項に規定する道路で、その幅員が4.0メートル未満のものをいいます。狭あい道路に面する敷地で建築を行う場合には、道路の中心線から2メートルまでの部分を後退させて、道路空間を確保しなければならないなどの規定があります。

自立してともに成長する人づくりの10年後

1 子育て支援活動など、地域活動が広がるまち

地域では、幅広い育成活動が実践され、家庭や学校などと連携して子育てにかかわっている人が増えています。

子どもが、地域の中で遊びや学習、世代間交流などを通じてさまざまな体験をする場が用意されています。

保護や特別な支援が必要な子どものために、状況に応じた適切な支援が提供されています。

子育て・子育てのための相談機能や子育て支援のサービスが拡充され、安心して子育てができています。

地域で、子育て講座や親になるための準備教育が進められ、親が自信や喜びを持って子育てに取り組んでいます。

保育園や幼稚園など、乳幼児のための施設は、相互の連携が図られ、どの子どもにも同じように質の高いサービスが多様に提供されています。

保育を必要とする子どものために、柔軟に利用できる良質なサービスが整えられています。

2 子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち

だれもが差別されることなく、社会参加の機会が平等に保障される取り組みが進んでいます。

女性の社会参画が進み、男女が等しく力をあわせ家庭生活における責任を担う努力を重ねています。

障害者は、社会生活におけるあらゆる権利行使の機会を奪われることなく、地域社会の中で自己実現できるようになっています。

外国人は、地域社会を構成する一員として、地域の中でいきいきと暮らしています。

学校では、自分をかけがえのない存在であると認識するとともに、生命や人権を尊重する教育が行われています。

障害のある子どもは、地域の子どもたちと交流しながら、自分の可能性をのばすことができる教育環境で、一人ひとりに応じた、きめ細かい教育を受けています。

学校では、子どもにとって適正な集団規模による教育が確保され、魅力ある授業

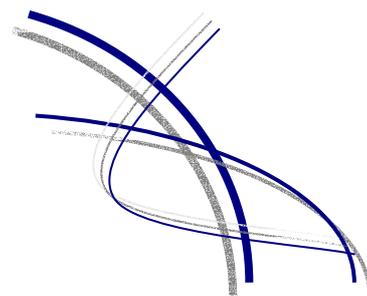
が展開されて、子どもの基礎学力が向上しています。

地域と学校の協力によって、成長期の心の問題への対応や健全な生活環境づくり、多様で特色ある課外活動などが活発に行われています。

家庭と学校、地域が協力して、子どもの健康と体力が向上しています。

だれもが学びながら能力を開発する場や、継続的にスポーツを楽しむ場など、区民が学習する機会とその成果を生かす場が、地域の中に広がっています。

中野らしいさまざまな文化・芸術活動が区内各地で活発に展開され、区民一人ひとりが身近に参加し、鑑賞できるようになっています。



支えあい安心して暮らせるまちの10年後

1 人々が自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち

区民一人ひとりが、健康の大切さを自覚し、健康づくりの場や身近な医療を活用しながら、心身の健康や機能の維持、体力の向上に努めています。

高齢者が、体力づくりや食生活の改善など、自分にあつた努力を行うことで、心身機能の低下の予防が進んでいます。

高齢者や障害者が、就労や地域活動を通じて社会に参加し、さまざまな交流や活動にかかわることで、いきいきと暮らしています。

障害者や介護を必要とする人が、多様なサービスの中から、自分にあつたものを選択して利用し、地域で自立して生活しています。

2 地域活動を中心に、ともに支えあうまち

高齢者や障害者を含め、多くの人々が、ときには担い手として、ときには受け手として、相互に地域での支えあいの活動を実践しています。

就労形態などが多様化して、人々の働き方や暮らし方が変化し、勤労層が地域で過ごす時間も増えています。

仕事や子育てを終えた人々は、豊富な経験と能力を生かしながら、多様な地域活動や自治の場に参加しています。

青少年が地域活動の一翼を担っており、支えあいの活動に多数の若者が参加しています。

3 安心した暮らしが保障されるまち

支援が必要な人に対し、安定した日常生活のための相談援助と、適切なサービスの組み合わせによって、計画的に自立や機能維持を図る体制が確保されています。

感染症やさまざまな健康への脅威から、区民の健康を守る取り組みが進められています。

保健福祉・医療などのサービスがさまざまな担い手によって提供される市場が構築され、区はサービスの質の確保、利用者保護などの役割を担い、利用者が自身にあつたサービスを主体的に選べる環境が整っています。

個人や地域の力を超えた、行政としての支えが必要な場面では、区が支援を用意して、暮らしを支えています。

区民が発想し、区民が選択する新しい自治」の10年後

1 自治のしくみが効果的に機能し、さまざまな担い手によって多様なサービスが展開するまち

多くの区民によって、地域課題の解決のための話し合いや共同行動などが積極的に進められ、暮らしやすいまちづくりの動きが広がっています。

町会・自治会は、地縁団体としての長い活動の経験をふまえて、大きな役割を担っています。

区民による協働の動きが広まり、地域の団体活動が活発になって、NPOなどの新しい形の活動形態も広がっています。

区民は、必要な情報を、情報通信技術をはじめとする多様な方法で、速やかに入手できるようになっています。

身近なところに人々が集う場、話し合いの場があり、区民の意思にもとづいて運営され、多様な地域活動の拠点として生かされています。

政策等の「計画 - 実施 - 評価 - 改善」の段階ごとに区民が参加するしくみが整い、区民に開かれた区政運営が進められています。

地域で活動するさまざまな団体が、公共サービスの新たな担い手となり、区民にとって質の高いサービスを提供しています。

地域では、災害時への対応や防犯のための備えなど、安全で、安心な暮らしを支えるための取り組みが、人々の力を生かしながら幅広く実践されています。

区の内外でのさまざまな交流を通じて、世界の国々や民族との相互理解の輪が広がり、平和な世界の実現に向けた努力が重ねられています。

2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち

区は、区民の参加を保障する区政運営を行っています。

区は、税財源の確保、歳出の抑制、民間活力の活用など財政構造の改革に努め、持続可能な、安定した区政運営により、区民にとって満足度の高い、効率的な行政を進めています。

用語解説

地縁団体

一定区域内に住所を有する「つながり（地縁）」にもとづいて組織され、主に地域にかかわる活動を共同で行う団体をいいます。宗教団体やスポーツ愛好会のような、特定の目的がある団体とは、性格が異なります。

NPO（エヌピーオー）

市民を主体として、まちづくり、環境保護、福祉などの担い手として活動する民間非営利団体のことをいいます。さまざまな公共サービスの新たな担い手としての活躍が期待されています。

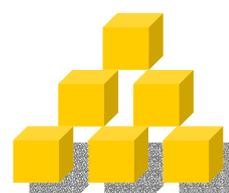
区民の安心な暮らしを守るため、区は適切な危機管理のしくみを整えています。

民間が行う公共サービスの質、量を確保するため、区による評価・監視のしくみを整えています。

さまざまな手続や相談などについて、情報通信技術の利用によって区民の利便性が高まるとともに、区民と区との双方向による情報交換へと情報の伝達方法が変わっています。

情報通信技術を活用して、区民が情報を得たり、安全に取引したりすることが可能になるなど、生活の質を高める環境が整備されています。同時に、電子化された個人情報の保護が図られています。

区立施設が適正に再配置され、使いやすい施設により、必要なサービスが効率的に提供されています。



第5章 将来像の実現をめざして

基本構想と計画体系

基本構想は、区の計画体系の最上位に位置し、「新しい中野をつくる10か年計画」は、基本構想の理念と将来像を実現するための取り組みや目標を示す基本計画となります。この計画では、基本構想が描く将来像について、10年後に達成する「指標」と目標値を明らかにし、その実現をめざします。

個別計画の策定や事業の実施は、基本構想と「新しい中野をつくる10か年計画」にもとづいて行われ、これらをさらに具体化していくものとなります。

区は、あらゆる機会をとらえて基本構想の考え方を広く区民に周知し、区民とともにその理念を共有し、取り組みを推進していくとともに、現状の把握や検証・評価にあたって、幅広い区民の参加を進めていきます。

「新しい中野をつくる10か年計画」をはじめ行政計画は、常に時代の変化をとらえ、必要な見直しを行っていくこととします。

行財政運営の基本原則

区は、次の原則を基本にして、基本構想が示す基本理念を推進し、将来像の実現に向けた取り組みを進めていきます。

持続可能な行財政を確立する

民間の力と地域の資源を生かし、効率的な財政運営や職員の削減を進めて、「小さな区役所」を実現することで、持続可能な行財政を確立します。

公共サービスを多様な担い手に開放し、公助を確保する

区は、行政としての支援が必要な区民のために、社会的な安全網^{あんぜんもう}としての施策を実施します。民間や地域活動団体などの多様な担い手によって、より効率的で柔軟

用語解説

社会的な安全網(しゃかいいてきなあんぜんもう)

経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる社会的な制度や対策を意味するもので、「セーフティネット」ともいいます。介護保険や生活保護制度、金融機関破綻(はたん)の際の預金者保護制度が、この一例です。

なサービスが区民に提供される中で、区はそうした活動が適正に行われ、区民から信頼されるものとなるよう、評価するしくみをつくとともに、サービスの質と量を確保するため監視・指導・支援を行っていきます。

参加と地域自治を進める

区政運営への区民参加と、地域における自己決定・自己責任にもとづく地域自治によって、中野の自治を推進します。

開かれた公正な行政を確立する

区民の声を反映するしくみを活用して、広く区民の意見を求めながら行政運営を行います。あわせて、発生主義会計の考え方にもとづく財務状況や、外部評価による施策の評価結果の公表など、行政の説明責任を果たし、行財政の目標と成果についてわかりやすく情報提供を行います。また、サービスに対する苦情などを行政全体として受け止め、公正な立場で解決していきます。

目標と成果による行政を経営し、行政組織を整備する

区民の立場に立った目標を明確にして、その達成をめざす行政システムを確立します。達成すべき目標にあわせて予算、組織を編成し、区民に公表して、「計画 - 実施 - 評価 - 改善」のプロセスを進めます。同時に、区の組織を簡素で効率的なものにするとともに、組織の縦割りによる弊害をなくし、現場への権限委譲を進めて、迅速で柔軟な意思決定を行います。あわせて、人材育成を進め、価値の高い行政運営を図ります。

自治体としての自己決定・自己責任を実現する

さまざまな制度改革などに対して、自己決定・自己責任により対応できる、自立した自治体をめざします。

用語解説

自己決定 自己責任

住民自治や地方自治を進める上で重要な考え方で、文字どおり「みずからのことはみずから決定し、責任をもって行動する」ことを意味します。このことは、個人から地方自治体などに至るまで、さまざまなレベルで語られますが、いずれの場合も、その主体性と自立性をもっとも重んじる考え方であることは共通しています。

また、福祉の分野で使われる場合でも、だれもが尊厳を保ち、自立して暮らせることを意味します。そのためには、社会全体のさまざまなしくみを整えていくことと同時に、行政による適切な支援が重要であることは言うまでもありません。

発生主義会計

現金の収支状況により期間損益を計算するのではなく、収益・費用の発生(例えば、債権・債務が確定した時点など)に着目して期間損益計算を行う考え方をいいます。企業会計では発生主義会計が採用されていますが、自治体などの官庁会計では、単年度の現金収支が中心になっています。経営・財産の状況を正確に把握するためには、企業会計的手法を取り入れていくことが求められます。

外部評価による施策の評価

区の仕事は区民の視点で評価しています。一般公募の区民や学識経験者で構成する外部評価委員会により、客観的数値などを用いて評価し、その結果を仕事の見直しにつなげます。

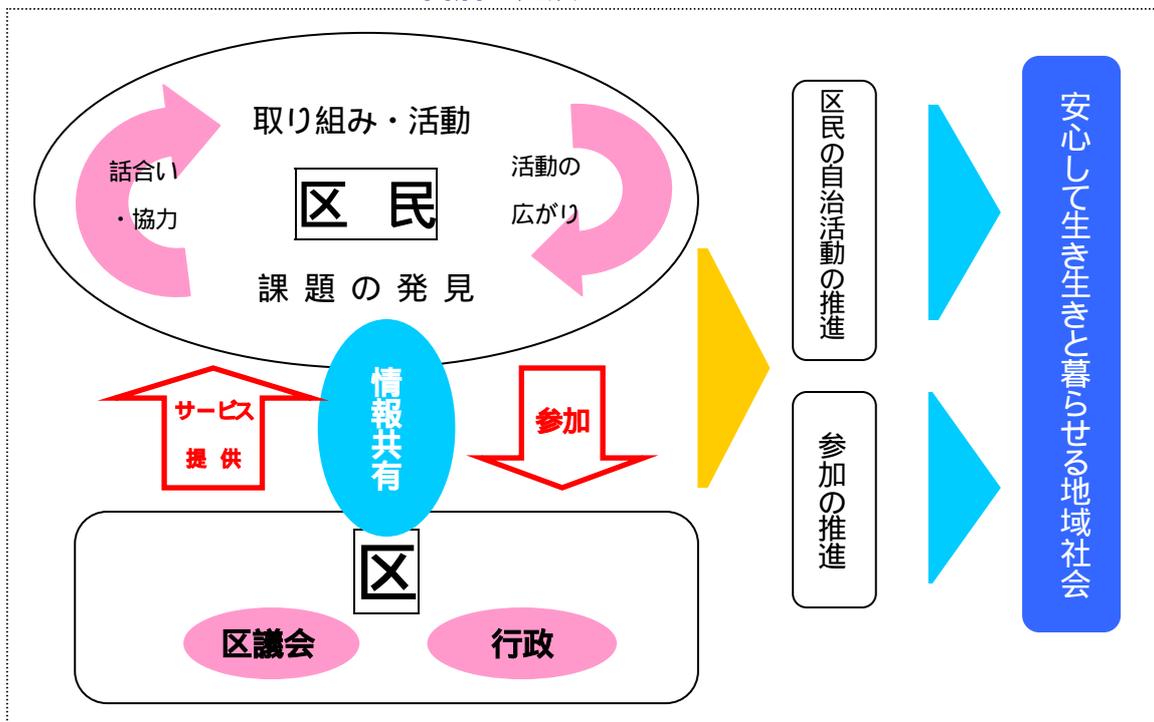
中野区自治基本条例

自治基本条例の概要

自治とは、そこに住む人たちが、みんなの課題を解決するための取り組みです。みんなの豊かさや幸福をみんなで実現することをめざして、話し合いをしたり、みんなで決めたルールを守ったり、活動をしたりするものです。

中野区自治基本条例は、区民一人ひとりが地域のまちづくりの主役として自治を営むこと、区民の参加により区政を運営していくことを定めたもので、平成17年4月に施行しました。

自治の発展のイメージ



自治基本条例の主な内容

区政への区民の参加をすすめます

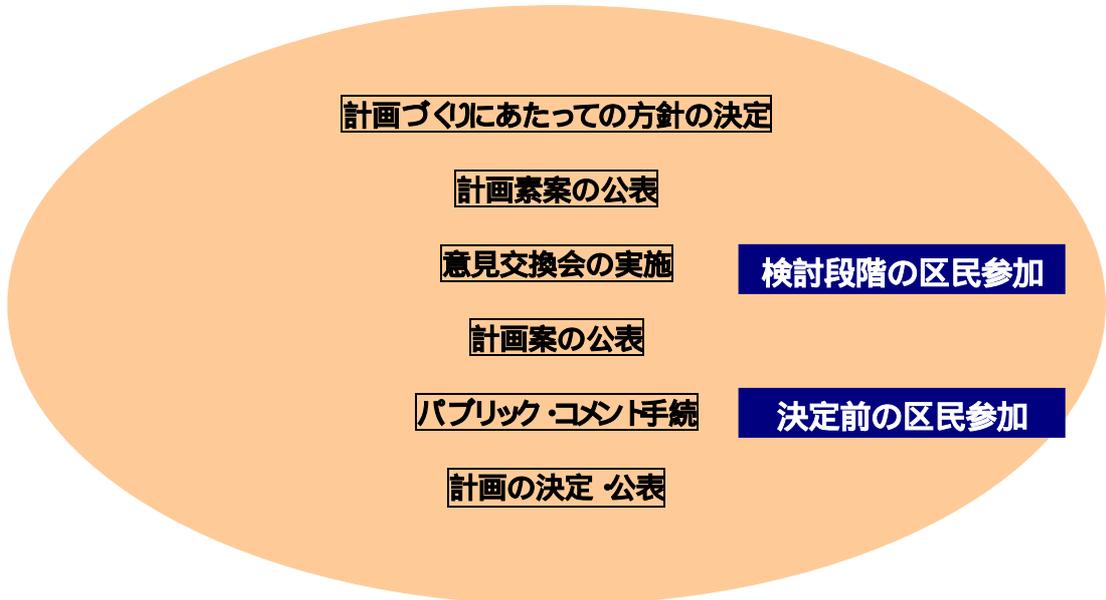
区民は、区の政策の企画立案、検討、実施、評価、見直しのすべての過程に参加する権利をもっています。

行政運営への区民の参加の手続は、行政活動の内容などに応じて適切な形態や方法により行います。

基本計画・個別計画、区政運営に関する基本方針などを定める条例の制定・改廃の案の検討・決定にあたっては、意見交換会とパブリック・コメント手続を実施します。

行政は、区民の意見の反映状況について、区民に説明します。

計画ができるまでの参加の手続の例



意見交換会

区民を対象に実施する対話形式の集会。区が計画の素案などを説明し、参加者との質疑応答や意見交換をします。

パブリック・コメント手続

計画や条例案などの決定にあたり、案の趣旨や内容などを区が公表し、これらについて出された意見などを考慮して決定するとともに、区民の意見等に対する区の考え方を公表する手続をいいます。

区民の合意事項を尊重します

区は、区民の自治の活動を推進するため、区民が地域の課題解決に向けて、自ら守るべきものとして合意した取り組みやルールを尊重し、その取り組みなどの趣旨を区政運営に生かしていきます。

区長の在任期間について

活力ある区政運営を実現するため、区長の職にある人は、連続して3期（通常1期4年）を超えて在任しないよう努めます。

住民投票

住民投票（一つの案件に関して、その賛否などについて区民の直接投票を行うこと）は、案件ごとに制定される条例に基づいて実施します。その条例では、投票に付すべき事項、投票の手続、投票できる人などを定めます。

目次

前文

第1章 総則(第1条 第7条)

第2章 行政運営(第8条 第13条)

第3章 区民の参加(第14条 第16条)

第4章 区民の合意事項の尊重(第17条)

第5章 条例の位置付け(第18条)

第6章 雑則(第19条・第20条)

附則

中野区民は、多くの先人によって積み重ねられてきたまちの歴史と人々のきずなを重んじ、更に発展させながら次世代に引き継ぎ、区民が愛着と誇りを持つふるさと中野をつくり上げることを希求しています。

そのためには、区民が自ら行動し、自ら築くまちづくりの主役になることが不可欠であり、区政においては、区民の多様な参加を保障し、区民の意思に基づく決定と運営を行うことが基本となります。

中野区は、こうした自治体運営の基本を確認し、区民、区議会及び区長がそれぞれの役割と責任を果たしながら、区民の最大の幸福を実現する地域社会の形成に向け努力していきます。

こうした認識の下に、中野区における自治の基本を定めるものとして、ここに中野区自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中野区の自治の基本原則を明らかにするとともに、区民の権利及び責務並びに区議会及び執行機関の責務等、行政運営及び区民の参加の手續等の基本的な事項について定めるこ

とにより、区民の意思を反映させた区政運営及び区民の自治の活動を推進し、もって安心して生き生きと暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(自治の基本原則)

第2条 区民は、自らの意思と合意に基づき、共通する幸福と豊かさを追求するために自治を営む。

2 区民は、区政への参加及び監視により、より良い区政の実現を目指す。

3 区は、区民の自治の営みを基本に区政を運営しなければならない。

4 区は、区民と区との十分な情報共有を基に、区民に区政への参加の機会を保障しなければならない。

5 公益のために活動する区民の団体と区とは、その共通する目的を達成するため、協力し合う。

(区民の権利及び責務)

第3条 区民は、区の政策の企画立案、検討、実施、評価及び見直しのすべての過程に参加する権利を有する。

2 区民は、区の保有する情報を知る権利を有する。

3 区民は、区政への参加に当たって自らの発言と行動に責任を持ち、安心して生き生きと暮らせる地域社会の実現に向けて努めるものとする。

(区議会の役割及び責務)

第4条 区議会は、区民を代表して重要な意思決定を行う議決機関であるとともに、執行機関の行政運営を調査し、及び監視し、適正かつ効果的な行政運営を確保する権能を有する。

2 区議会は、区議会の保有する情報を公開し、区民との情報共有を図るものとする。

(執行機関の役割及び責務)

第5条 執行機関は、政策の企画立案、検討、実施、評価及び見直しのすべての過程に係る情報を分かりやすく区民に提供するように努めるとともに、区民の求めに応じて区政情報を公開しなければならない。

2 執行機関は、行政運営における公平性及び公正性を確保し、区民の権利及び利益を保護しなければならない。

3 執行機関は、効率的かつ効果的な行政運営を行わなければならない。

(執行機関の職員の責務)

第6条 執行機関の職員は、その職責が区民の信託しんたくに由来することを自覚し、この条例の目的の実現に向けて、政策課題に適切に取り組まなければならない。

(区長の役割及び在任期間)

第7条 区長は、区民の信託しんたくにこたえ、区の代表者として、公正かつ誠実な行政運営を行わなければならない。

2 活力ある区政運営を実現するため、区長の職にある者は、連続して3期(各任期における在任期間が4年に満たない場合もこれを1期とする。)を超えて在任しないよう努めるものとする。

3 前項の規定は、立候補の自由を妨げるものと解釈してはならない。

第2章 行政運営

(基本構想の制定等)

第8条 区は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針ししんとなる基本構想を、財政見通しを踏まえた上で定めるものとする。

2 執行機関は、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定し、

総合的かつ計画的な行政運営を行うものとする。

(行政手続)

第9条 執行機関は、区民の権利及び利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する事項を定め、行政運営における公平性及び公正性の確保並びに透明性の向上を図らなければならない。

(行政運営の改善)

第10条 執行機関は、行政活動の成果を示す目標を設定するとともに、その達成度を評価することにより、行政運営の改善を図らなければならない。

(公益通報)

第11条 執行機関は、行政運営上の職員の違法な行為等による公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する事項を定めるものとする。

(区民の不利益救済制度)

第12条 執行機関は、区民の権利及び利益の保護を図り、行政運営の過程で区民が違法又は不当に受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消するため、不利益救済の仕組み等を整備しなければならない。

(個人情報保護)

第13条 執行機関は、保有する個人情報を保護しなければならない。

第3章 区民の参加

(区民参加の手続等)

第14条 行政運営への区民の参加の手続は、行政活動の内容、性質及び重要性に応じ、個別意見の提出、意見交換会、パブリック・

コメント手続等の執行機関の定める適切な形態及び方法によるものとする。この場合において、次に掲げる事項の決定については、原則として、意見交換会及びパブリック・コメント手続を経るものとする。

- (1) 区の基本構想及び宣言等の策定又は改廃
 - (2) 基本計画及び個別計画の策定又は改廃
 - (3) 次に掲げる事項に関する条例の制定若しくは廃止又は当該事項に係る改正の案の策定
 - ア 区政運営に関する基本的な方針を定めることを内容とするもの
 - イ 広く区民に義務を課し、又は権利を制限するもの
 - (4) 広く公共の用に供される大規模施設の建設に係る基本的な計画の策定又は変更
- 2 執行機関は、区民の参加により示された意見を踏まえ、区民の総意又は合意点を見極めるものとする。
- 3 執行機関は、区民の意見の取扱い等について説明責任を果たさなければならない。

(住民投票)

- 第15条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て制定された、事案ごとに住民投票を規定した条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。
- 2 前項の条例においては、投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 区長は、住民投票で得た結果を尊重しなければならない。

(住民投票の請求及び発議)

- 第16条 区民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところに

より、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を区長に請求することができる。

2 区議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の区議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を議案として区議会に提出することにより住民投票を発議することができる。

3 区長は、自ら住民投票を発議することができる。

第4章 区民の合意事項の尊重

第17条 区は、区民の自治の活動を推進するため、区民が地域の課題解決に向けて自ら守るべきものとして合意した事項を尊重するものとする。

第5章 条例の位置付け

第18条 この条例は、区政の基本となる事項を定めるものであり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとする。

第6章 雑則

(検証及び見直し等)

第19条 区は、この条例の趣旨が区政運営に適切に生かされているか検証するとともに、区民の参加による見直し等必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

基本構想と自治基本条例 ができるまで

区民のみなさんと一緒につくりましたー

基本構想はこうしてつくられました

審議会やワークショップで議論

新しい基本構想の検討にあたっては、幅広い区民のみなさんの参加を基本として、平成 15 年（2003 年）2 月に学識経験者 5 人、区民委員 15 人で構成される基本構想審議会を発足しました。

翌月には、同審議会のもとに「基本構想を描く区民ワークショップ」が設けられました。このワークショップには、公募による 132 人の区民のみなさんと 13 人の基本構想審議会委員に参加いただき、また、区職員として新しい基本構想について検討してきた職員プロジェクトチームのメンバーも加わり、テーマ別に 4 つの分科会を設けて“熱い”議論を重ねました。新しい基本構想が描く将来像と 10 年後に実現するまちの姿で示されている「4 つの領域」は、このときのテーマがもとになっています。

このワークショップでは、計 98 回にも及ぶ会議のほか、全体会や各分科会の代表者による会議で検討内容を調整するなど精力的な取り組みを重ね、平成 16 年（2004 年）2 月に提案書を基本構想審議会へ提案しました。

同審議会は、21 回にわたる審議を経て、同年 4 月に基本構想に盛り込むべき内容についての答申をまとめ、区長へ提出しました。

区の検討

区では、基本構想審議会の答申や区民のみなさんによる提案内容をもとに、基本構想等策定本部会議を中心に検討しました。同時に、中野区議会においても基本構想を調査するための特別委員会が設けられ、意見や提案をいただきました。

意見交換会の開催

また、検討の段階において、随時、区民のみなさんとの意見交換を行い、意見の集約・検討とその反映に努めてきました。素案についても、パブリック・コメント手続を行うとともに、意見交換を行いました。みなさんからの意見を参考に区案を作成し、中野区議会第 1 回定例会に提出しました。区案は、平成 17 年（2005 年）3 月 25 日に区議会で可決されました。

将来像を実現するために

こうして生まれたのが、新しい中野区基本構想です。区は、この基本構想を踏まえ、将来像の実現に向けた取り組みやその達成状況を測る具体的な目標を明らかにする「新しい中野をつくる 10 か年計画」を策定しま

す（平成 17 年(2005 年)9月現在策定中）。区民のみなさんと力をあわせて、効果的かつ効率的な区政運営に努めていきます。

【新しい中野区基本構想が制定されるまでの経過】

平成 14年 (2002年)8~ 9月	基本構想等策定本部会議を設置 新しい基本構想と(仮称)新しい中野を 10か年計画に関する策定方針を決定 職員プロジェクトチーム発足
平成 15年 (2003年)2月	中野区基本構想審議会発足
平成 15年 (2003年)3月	基本構想を描く区民ワークショップ発足
平成 15年 (2003年)7月	第 1回基本構想シンポジウム開催 職員プロジェクトチームが基本構想改定に向けた提案をまとめる
平成 15年 (2003年)12月	第 2回基本構想シンポジウム開催
平成 16年 (2004年)2月	基本構想を描く区民ワークショップが提案をまとめ、中野区基本構想審議会に提出
平成 16年 (2004年)4月	中野区基本構想審議会が区長へ答申
平成 16年 (2004年)5月	区の検討状況 (検討素材 NO. 2)に関する意見交換会等開催 (5回)
平成 16年 (2004年)7月	区の検討状況 (検討素材 NO. 3)に関する意見交換会を開催 (16回)
平成 16年 (2004年)10月~ 11月	区の検討状況 (検討素材 NO. 4)に関する意見交換会を開催 (16回)
平成 16年 (2004年)12月~ 平成 17年 (2005年)1月	新しい中野区基本構想素案をまとめ、区報臨時号などで公表(パブリック・コメント手続を実施) 新しい中野区基本構想素案に関する意見交換会を開催 (16回)
平成 17年 (2005年)3月	中野区議会へ基本構想案を提出
平成 17年 (2005年)3月 25日	中野区議会第 1回定例会において可決され、制定

自治基本条例はこうしてつくられました

新しい基本構想 づくりの議論から

「基本構想を描く区民ワークショップ」や中野区基本構想審議会など新しい基本構想づくりの議論の中で、基本構想の描く中野の将来像を実現するために、新しい自治のしくみをめざすことなどが検討されました。また、平成15年(2003年)10月から職員によるプロジェクトチームをつくり、自治基本条例についての検討を始めました。

審議会で議論

区は、平成16年(2004年)5月に仮称中野区自治基本条例に関する審議会を発足させ、「中野区の自治の発展の方向と『(仮称)中野区自治基本条例』に盛り込むべき内容について」を諮問しました。この審議会は、学識経験者委員4人、公募による区民委員4人により構成されました。

審議会は、平成16年(2004年)11月に区長に答申し、区民の参加を基調とした自治体運営を行うこと、区が区民による自発的な公共的取り組みを尊重し協力することを通して、区民にとって安心していきいきと暮らせる地域社会を実現していくことなどを提言しました。

シンポジウムと 意見交換会を開催

区は、審議会の答申をもとに、同年11月に「自治と参加を考えるシンポジウム」を開催するとともに、区民のみなさんとの意見交換会を実施しました。ここで提案された意見などをもとに、「(仮称)中野区自治基本条例に盛り込むべき主要内容と考え方」をまとめ、平成17年(2005年)1月26日発行の区報臨時号でお知らせするとともに、パブリック・コメント手続を行いました。

自治基本条例 が施行

区は、区民のみなさんから寄せられた意見などを参考に、中野区自治基本条例の案を作成し、平成17年中野区議会第1回定例会に提出しました。区議会は、原案を一部修正のうえ可決し、区は平成17年(2005年)4月1日に中野区自治基本条例を施行しました。

【中野区自治基本条例が制定されるまでの経過】

平成 15年(2003年) 10月	自治基本条例研究職員プロジェクトチーム発足
平成 16年(2004年) 5月	自治基本条例研究職員プロジェクトチーム「自治基本条例策定に向けた検討の報告」を行う (仮称)中野区自治基本条例に関する審議会を発足
平成 16年(2004年) 11月	仮称中野区自治基本条例に関する審議会が「中野区の自治の発展の方向と『(仮称)中野区自治基本条例』に盛り込むべき内容について」を区長に答申 「自治と参加を考えるシンポジウム」を開催 意見交換会を開催(3回)
平成 17年(2005年) 1月～2月	(仮称)中野区自治基本条例に盛り込むべき主な項目と考え方について、区報臨時号などで公表(Pブリック・コメント手続を実施) 意見交換会を開催(3回)
平成 17年(2005年) 3月	中野区自治基本条例を議案として中野区議会に提出 中野区議会第1回定例会において修正可決される
平成 17年(2005年) 4月 1日	中野区自治基本条例を施行

中野区基本構想
中野区自治基本条例
平成17年9月30日

編集・発行 中野区区長室政策計画分野

〒164-8501 中野区中野4-8-1

電話03(3228)5572 / ファクシミリ03(3228)5643

メールアドレス seisakukeikaku@city.tokyo-nakano.lg.jp

